

1学年 保護者様

第2期授業料等納入金の引き落とし、就学支援金及び授業料減免について(お知らせ)

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の自動引き落としについて(4)のとおりお知らせいたします。前日までにご入金ください。引き落とし手数料として10円必要となりますのでご注意ください。

また、保護者の**県民税・市民税の所得割額の合算額**が(1)の基準を満たしている場合には、7月分から翌年の6月分までの就学支援金(月額9,900～24,750円)の助成が受けられます。ただし、申請が必要となります。(2)にしたがって手続きをしてください。就学支援金制度に当てはまらない方は高等学校等就学支援金不受給申出書を提出してください。

なお、平成30年7月分より就学支援金基準が変更しておりますのでご注意ください。

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金と併せて**副教材等の学年諸経費も**集金させていただきますので(3)をご確認のうえ、(4)の金額のご入金をお願い致します。

平成30年度 千葉県授業料減免補助事業の詳細は(5)のとおりです。基準を満たしている方は事務局にて申請させていただきます。

記

(1) 就学支援金制度の申請基準<7月～翌年6月分>

県民税と市民税の所得割額の合算額(東京都の方は都民税と特別区民税の所得割額の合算額)は保護者の合計での金額となります。税の更生が発生した場合、更生通知書を受け取った日の翌日から15日以内であれば遡って申請出来ます。事務局へご連絡ください。

就学支援金制度の申請基準 *所得割額の確認できる書類・・・課税証明書(市(区)役所にて発行)、市民税県民税の決定通知書(職場より配布)

*県民税と市民税の所得割額の合算額	目 安 年収は目安です。 必ず課税証明書等でご確認ください	就学支援金の助成額	引き 落し 記号	自動引き落とし金額(3ヵ月分)		+	1 学 年 諸 経 費
				国際教養コース	国際教養以外のコース		
507,000円以上	(年収910万円程度以上)	就学支援金の助成は受けられません	A	159,000	144,000		
507,000円未満	(年収590万～910万円程度)	1倍(月額 9,900円)	B	129,300	114,300		
257,500円未満	(年収350万～590万円程度)	1.5倍(月額14,850円)	C	114,450	99,450		
85,500円未満	(年収250万～350万円程度)	2倍(月額19,800円)	D	99,600	84,600		
※0円(非課税世帯)	(年収250万円未満程度)	2.5倍(月額24,750円)	E	84,750	69,750		

※の方は奨学給付金の支給要件も満たしている為、7月上旬頃に生徒を通じて申請書類等をお渡し致します。

(2) 就学支援金制度<7月～翌年6月分>の申請手続き期間・必要書類

申請手続き期間	必要書類(全員①か②のいずれかの提出があります。期間内に必ず提出してください。)	対象引落し記号
6月20日(水)までに 担任に提出	①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書または収入状況届出書 ・平成30年度 課税証明書または市民税県民税の決定通知書 等 ・平成30年度 所得割額 合算額 (課税証明書等を参照に記入のうえ提出)	B～E
	②高等学校等就学支援金不受給申出書・・・申請基準オーバーな世帯 (4～6月分で就学支援金対象者で7月分より外れてしまう場合は課税証明書の提出もお願い致します。)	A

★月額納付金免除の特待生も就学支援金制度に当てはまる場合は申請が必要となりますのでご注意ください。

提出書類についての注意点

- ・Eの世帯で保護者2人とも非課税の場合、配偶者控除に記載がある場合でも配偶者の方の非課税証明書が必要となります。
- ・父子家庭、母子家庭の場合は、以下の**いずれか**の書類も併せて提出してください。

(1) 寡婦(夫)であることが確認できる証明書(課税証明書に寡婦控除が記載されている等)

(2) 戸籍謄本などの戸籍の情報が確認できる書類(入学時に提出の方は不要です。)

上記(1)、(2)のいずれも提出できない場合は事務局までご連絡ください。

- ・両親以外の者(祖父母等)が保護者である場合は、当該保護者の課税証明書及び保護者であることが証明できる公的書類(戸籍謄本等)を提出してください。

・期日内に申請を行えない場合は事務局まで連絡ください。(047-353-8821就学支援金担当まで)

(3) 1学年諸経費詳細(前期徴収分)

(単位：円)

コース名	芸術	学年諸経費	スタディサポート	ハッチェー検査	家庭科実習費	総合学習費	スポーツ振興掛金	身体測定	スポーツテスト	写真(集合)	写真(個人)	朝学習教材	進研模試	古典芸術鑑賞	小論模試	芸術費用
特進選抜・特別進学	音楽	14,725	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670		2,820		1,350	470
	美術	18,255	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670		2,820		1,350	4,000
	書道	17,555	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670		2,820		1,350	3,300
国際教養	音楽	15,325	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100		1,320	1,350	470
	美術	18,855	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100		1,320	1,350	4,000
	書道	18,155	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100		1,320	1,350	3,300
総合進学・内部進学・スポーツ進学	音楽	14,005	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100			1,350	470
	美術	17,535	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100			1,350	4,000
	書道	16,835	2,630	1,080	2,000	250	1,656	972	207	620	670	2,100			1,350	3,300

(4) 第2期納入金と学年諸経費を併せた引き落とし金額は次のとおりです。引き落とし日の前日までにご入金ください。

引き落とし日1回目	引き落とし日2回目	A	B	C	D	E		
7月10日(火)	7月27日(金)	就学支援金の助成ナシの方	就学支援金の1倍助成の方	就学支援金の1.5倍助成の方	就学支援金の2倍助成の方	就学支援金の2.5倍助成の方	3期1回目	
第2期(7・8・9月分)納入金	国際教養	159,000	129,300	114,450	99,600	84,750	10月10日(水)	
	国際教養コース以外	144,000	114,300	99,450	84,600	69,750	3期2回目	
コース名	芸術	学年諸経費	引き落とし金額 (2期納入金 + 学年諸経費)					10月29日(月)
特進選抜・特別進学	音楽	14,725	158,725	129,025	114,175	99,325	84,475	4期1回目
	美術	18,255	162,255	132,555	117,705	102,855	88,005	
	書道	17,555	161,555	131,855	117,005	102,155	87,305	
国際教養	音楽	15,325	174,325	144,625	129,775	114,925	100,075	1月10日(木)
	美術	18,855	177,855	148,155	133,305	118,455	103,605	
	書道	18,155	177,155	147,455	132,605	117,755	102,905	
総合進学・内部進学・スポーツ進学	音楽	14,005	158,005	128,305	113,455	98,605	83,755	4期2回目
	美術	17,535	161,535	131,835	116,985	102,135	87,285	
	書道	16,835	160,835	131,135	116,285	101,435	86,585	

(5) 千葉県授業料減免補助事業の基準 (対象者:千葉県内私立高等学校へ在学している生徒、他県の生徒でも可)

授業料減免補助事業は下の表の減免事由のいずれかに該当する方は申請できます。授業料から就学支援金を引いた金額が減免対象額となり、認可されますと年度末(31年3月末)に返還いたします。また、減免事由の1号・2号に該当し、入学金を納めた方には、入学金100,000円の1/2(50,000円)を軽減いたします。就学支援金の提出書類を参考に授業料減免事業1～3号・入学金軽減に該当する方は事務局にて申請させていただきます。

授業料減免事由・条件 (*30年度県民税・市民税の所得割合算額が基準)	減免額の限度	1ヶ月あたりの減免額	入学金軽減額
1号 生活保護受給者(要提出;生活保護受給証明書)	授業料 全額	27,500 - 24,750 = 2,750 (授業料) (就学支援金2.5倍分)	50,000
2号 就学支援金2.5倍助成対象者(非課税世帯) 〃 就学支援金2倍助成対象者 (県民税・市民税の所得割合算額 85,500円未満世帯)		27,500 - 19,800 = 7,700 (授業料) (就学支援金2倍分)	
3号 県民税・市民税の所得割合算額 292,500円以下の世帯 (目安:年収640万円程度)	授業料の 2/3	27,500 × 2/3 - 14,850 = 3,450 (授業料) (就学支援金1.5倍分)	受けられません
4号 ※り災世帯(要提出;り災証明書等) ※ 当年度にり災した方に限ります。		27,500 × 2/3 - 9,900 = *8,400 (授業料) (就学支援金)	
5号 家計の急変等で生活が困窮し、授業料納付が困難な方 (解雇 通知証等の証明書等の提示をさせていただきます。)		*100円未満切捨て	

(6) 東京都にお住まいの方に東京都私立高等学校等授業料軽減助成金及び奨学給付金のお知らせが届き次第生徒を通じて配布致します。各自での申請となりますので期日内に申請してください。

(7) ご不明な点は、この用紙をお手元に学校事務局(047-353-8821)まで、お問い合わせください。